

議第76号

訴え提起前の和解について

次のとおり訴え提起前の和解をする。

平成30年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

1 相手方

[REDACTED]

2 和解条項の要旨

- (1) 檀原市と相手方らは、本件市営住宅につき、本件契約が存続していることを確認する。
- (2) 相手方らは、檀原市に対し、連帯して、市営住宅の未納家賃として金1,168,800円及びこれに対する納期限の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員について、支払義務があることを認める。
- (3) 相手方らは、檀原市に対し、連帯して、毎月末日限り、第2号の未納家賃を平成30年12月から平成35年7月まで金21,000円ずつ及び当月分家賃をそれぞれ支払う。
- (4) 相手方らが、第3号の分割支払を2回怠りその金額が金42,000円に達したとき、又は第3号の当月分家賃の支払を怠りその金額が3か月分に達したとき、当然に期限の利益を喪失し、第2号の未納家賃及びこれに対する金員から既払い金を控除した残額について、一括して直ちに支払う。
- (5) 相手方らが、第4号により期限の利益を喪失したとき、檀原市は、何らの催告を要しないで本件契約を解除することができ、その際、相手方らは、檀原市に対し、本件住宅を直ちに明け渡す。
- (6) 檀原市は、相手方らが第2号の未納家賃を約定のとおり支払ったとき、かつ、相手方らが第3号の当月分家賃を滞納することなく支払ったときは、本件に関し、相手方らに対するその余の請求を放棄する。

(7) 樺原市と相手方らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(8) 和解費用は、各自の負担とする。

3 本件に関する取扱い

(1) 和解手続において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、和解条項を変更し、若しくは追加し、又は申立てを取り下げることができる。

(2) 和解が成立しない場合において、必要があるときは、訴えを提起することができる。

(3) 訴えを提起した場合において、必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、若しくは申立てを取り下げることができ、判決の結果必要があるときは、上訴することができる。なお、裁判所より勧告があつた場合に限り和解することができる。

理由 市営住宅の家賃を滞納し、履行延期の承認をした者に対し、債務の履行を確実なものとするため、訴え提起前の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第 77 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 30 年 12 月 6 日提出

檀原市長 森下 豊

1 放棄する権利

生活保護法第 63 条返還金に係る金銭債権

2 放棄する債権の額

33,680 円

3 債務者

[REDACTED]

4 放棄の理由

債務者が死亡し、かつ、全ての相続人が相続を放棄したことにより、債権の回収が困難であると判断したため

理由 債務者が死亡した生活保護法第 63 条返還金に係る金銭債権の権利の放棄について、
地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第78号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成30年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

1 放棄する権利

生活保護法第63条返還金に係る金銭債権

2 放棄する債権の額

19,800円

3 債務者

[REDACTED]

4 放棄の理由

債務者が死亡し、かつ、全ての相続人が相続を放棄したことにより、債権の回収が困難であると判断したため

理由 債務者が死亡した生活保護法第63条返還金に係る金銭債権の権利の放棄について、
地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第79号

橿原市香久山体育館、橿原市万葉の丘スポーツ広場、香久山公園、橿原市ひがしたけだドーム、東竹田近隣公園、橿原市曾我川緑地体育館及び曾我川緑地の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月6日提出

橿原市長 森下 豊

- 1 施設の名称 橿原市香久山体育館、橿原市万葉の丘スポーツ広場、香久山公園、橿原市ひがしたけだドーム、東竹田近隣公園、橿原市曾我川緑地体育館及び曾我川緑地
- 2 指定する団体 大阪市中央区北浜四丁目1番23号
ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役 田中 勝次
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

理由 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第 80 号

市道路線の認定及び変更について

次のとおり市道路線を認定及び変更する。

平成 30 年 1 月 26 日提出

檀原市長 森下 豊

認定する路線

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
1676	曾我町 6 4 号線	曾我町 7 0 1 番先から	北妙法寺町 2 0 3 番先まで	—
2443	常盤町 2 9 号線	常盤町 4 1 6 番先から	常盤町 4 1 6 番先まで	—
2444	常盤町 3 0 号線	常盤町 4 2 4 番先から	常盤町 4 2 3 番先まで	—
3731	古川町 1 3 号線	古川町 1 7 0 番先から	古川町 1 7 0 番先まで	—
3732	見瀬町 2 7 号線	見瀬町 8 4 3 番先から	見瀬町 8 4 3 番先まで	—
4457	醍醐町 3 6 号線	醍醐町 2 1 2 番先から	醍醐町 2 1 2 番先まで	—

変更する路線

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	変更前	重要な 経過地
				変更後	
1620	小槻町 3 5 号線	小槻町 4 6 8 番先から		小槻町 4 6 1 番先まで	—
				小槻町 4 6 0 番先まで	

理由 市道路線の認定及び変更について、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

(議第80号の資料)

認定する路線

路線 番号	路 線 名	延 長 (m)	幅員 (m)
1676	曾我町64号線	75.21	6.00
2443	常盤町29号線	153.48	6.00
2444	常盤町30号線	71.20	6.00
3731	古川町13号線	41.12	6.00
3732	見瀬町27号線	52.27	6.00
4457	醍醐町36号線	36.02	6.20

変更する路線

路線 番号	路 線 名	延 長	変更前 (m)	幅 員	変更前 (m)
			変更後 (m)		変更後 (m)
1620	小槻町35号線		33.95		6.20
			60.15		6.00~6.20